

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯は、申請により保険税の減免を受けることができます。

対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる保険税

令和4年度相当分の保険税

※令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が設定されているもの

申請手続等

申請書に減免理由が確認できる書類を添付して提出してください。

- ・ 提出期限 各納期限まで

※希望される方は、事前に税務課賦課グループまで電話にて御相談ください。

階上町税務課賦課グループ 電話 0178-88-2129

裏面あり

減免額

- ・対象世帯（１）に該当する場合
全額減免
- ・対象世帯（２）に該当する場合
【表１】の対象保険税額に【表２】の減免割合（D）を乗じた金額
※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、【表１】の対象保険税額の全額を減免します。

【表１】

対象保険税額 = (A) × (B) / (C)
(A) : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
(B) : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
(C) : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得額

【表２】

前年の合計所得金額	減額または減免割合（D）
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

留意事項

- ・本制度における「世帯の主たる生計維持者」とは、世帯主（納税義務者）です。
- ・世帯主の前年の所得が0円以下の場合は、減免対象外となります。
- ・会社都合で失業された方で非自発的失業者の軽減制度の要件に該当する場合、本制度は対象外となります。
- ・収入状況の改善により資力が回復した場合など、減免が不相当と認められる場合、決定した減免の全部または一部を取り消しすることがあります。減免決定後、収入状況が改善した場合は御連絡ください。
- ・納付が困難な場合は、猶予制度もありますので税務課収納グループ（0178-88-2114）まで御相談ください。